

事業者排出量削減報告書

（宛先）京都市知事		平成26年 6月19日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市舞鶴市宇余部下1190番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 海上自衛隊舞鶴地方総監部 管理部長 中園 博文 電話 0773-62-2250					
主たる業種	国の行政機関				細分類番号	9   7   3   1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号		
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	平成20年度から平成22年度3年度間の平均を基準とし、温室効果ガスの排出量を前年比1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	管理部長を委員長とした省エネ委員会で地球温暖化対策を含め実施する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,104.7 トン	3,343.2 トン	3,259.2 トン	3,237.1 トン	-20.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,506.3 トン	3,343.2 トン	3,259.2 トン	3,237.1 トン	-6.5 パーセント	
実績に対する自己評価		年平均3%以上の排出量の削減を実施した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	総監部1区	事業活動に伴う排出の量 建物延床面積×1/100 (㎡)	9.99	8.14	7.94	7.88	-20.05 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		平成23年度に比べ2%以上の削減を実施した。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		25.0 パーセント	50.0 パーセント	50.0 パーセント	50.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	空調、照明の使用状況や設置状況の把握、照明器具の更新（Hf化14台、プルスイッチ2部屋増設）、ボイラーの燃焼調節					
	(24)年度	照明器具の更新（Hf化）、蒸気配管保温材・バルブ保温カバー取付け2個、ボイラーのバーナー整備に伴う燃焼調節（1基/3基）					
	(25)年度	照明器具の更新（Hf化）、ボイラーの燃焼調節					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	特になし。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	職場近辺に宿舎があり、日頃より職員は、自転車、徒歩により通勤している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	管内の緑化に努めている。						
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。